製品安全データシート

１．製品等及び会社情報

１．１　製品の特定

製品名：　**ズームパワー　エンジンフラッシュ**
製品分類：　エンジンオイル添加剤
用途：　自動車のエンジン内部洗浄剤
使用上の注意：　上記用途以外には使用しないこと。本品を注入したまま走行しないこと。

１．２　会社情報

会社名：　株式会社ユーエスシー
住所：　〒183-0044　東京都府中市日鋼町１番１
担当部門：　技術部
電話番号：　０４２－３５１－００１１　　ＦＡＸ番号：　０４２－３５１－００１０
作成者：　　e-mail：
改定日：　２０２４年　３月２５日

２．危険有害性の要約

ＧＨＳ分類

・引火性液体	区分３
・急性毒性（吸入：気体）	区分４
・眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分 2B
・生殖毒性	区分２
・特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分２（肺）
・特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分１（肺、皮膚）
・誤えん有害性	区分１
・オゾン層への有害性	分類できない

※上記に表記のないものは「区分に該当しない」又は「区分できない」

ＧＨＳのラベル要素

シンボル

注意喚起語

危険

危険有害性情報

●引火性液体及び蒸気
●吸入すると有害
●眼刺激
●生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
●肺の障害のおそれ。
●長期にわたる、又は反復ばく露による肺、皮膚の障害
●飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

注意書き

安全対策

＊使用前にラベルをよく読むこと。
＊全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
＊上記用途以外には使用しないこと。
＊熱, 高温のもの, 火花, 裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。
＊容器を密閉しておくこと。
＊容器を接地しアースをとること。
＊防爆型の【電気機器/換気装置/照明機器/…】を使用すること。
＊火花を発生させない工具を使用すること。
＊静電気放電に対する措置を講ずること。
＊保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。

応急措置

＊火災の場合：消火するために水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他［耐アルコール性泡消火剤］を使用すること。
＊皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を水【又はシャワー】で洗うこと。気分が悪いときは医師に連絡すること。

＊眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。眼の刺激が続く場合は、医師の診察／手当を受けること。
＊ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察/手当を受けること。気分が悪い時は、医師に連絡すること。
＊飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。

保管及び廃棄方法
＊子供の手の届かない所に施錠して保管すること。
＊容器の保存は、日光を遮断し、必ず密栓し、温度４０℃以上になる所、水周りや湿度の高い場所には置かないこと。
＊容器の廃棄の際は、中身を使い切ってから捨てること。
＊内容物や容器を廃棄する場合は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。
＊換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。

３．組成・成分情報

単一製品・混合物の区別：　混合物

含有成分及び含有量

成分名・化学名	含有量mass%	CAS No.	化審法No.	安衛法No.	PRTR法No.	毒劇法No.
鉱油	５７．５	非公開	非公開	168	非該当	非該当
潤滑油添加剤	１０	非公開	非公開	非該当	非該当	非該当
灯油	３２．５	64742-81-0	9-1702	380	非該当	非該当
キシレン(灯油に含有)	0.4	1330-20-7	3-3	136	非該当※2	非該当※3
ﾄﾘﾒﾁﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝ(灯油に含有)	0.5	25551-13-7	3-7	非該当※1	非該当※2	非該当
ノナン(灯油に含有)	0.9	111-84-2	2-9	非該当※1	非該当※2	非該当

注）化審法No.　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）官報公示整理番号
安衛法No.　労働安全衛生法（安衛法）第57条の2第1項政令指定物質の政令番号
※1：含有量が少ないため、非該当
PRTR法No.　特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）対象化学物質の政令番号
※2：含有量が少ないため、非該当
毒劇法No.　毒物及び劇物取締法の政令番号
※3：含有量の関係で非該当

４．応急措置

眼に入った場合：　清浄な水で瞼の裏まで１５分以上洗眼し、異常があれば医師の診断を受ける。
皮膚に付着した場合：　水と石鹸で付着した部分を洗う。
吸入した場合：　新鮮な空気の場所に移す。身体を毛布などで被い、保温して安静に保ち、必要なら医師の診断を受ける。
飲み込んだ場合：　無理に吐かせないで、医師の診断を受ける

５．火災時の措置

消火剤：　水（噴霧）、炭酸ガス、泡、粉末、乾燥砂、その他［耐アルコール性泡消火剤］
消火方法：
・　初期の火災には、粉末、炭酸ガス、乾燥砂等を用いる。
・　大規模火災には、泡消火剤を用いて空気を遮断する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項
・　風下の人を退避させる。
・　付近の着火源となるものを速やかに取り除く。

環境に対する注意事項
・　廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。
・　河川や一般廃水溝等に排出しないように注意すること。

除去方法
・　少量の場合は、砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、その後完全にウエス等で拭い取る。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策
・　眼及び皮膚に触れないようにし、必要に応じて保護具を着用する。
・　取扱い後は手洗い、洗眼を十分に行なう。作業着に付着した場合は着替える。
・

注意事項
・　指定数量以上の量を取扱う場合には法で定められた基準に満足する貯蔵所、取扱所で行なう。
・　炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させない。

安全取扱い注意事項

・　常温で取扱うものとし、その際水分、きょう雑物の混入に注意する。

保管

適切な保管条件

・　容器は密栓し、直射日光の当たらない冷暗所に貯蔵する。

８．ばく露防止及び保護措置

成分	管理濃度	日本産業衛生学会 衛生学会	ACGIH (TLV-TWA)	ACGIH (TLV-STEL)
鉱油ミスト	規定なし	3mg/m^3	TWA　5mg/m^3	規定なし
灯油	規定なし	規定なし	TWA　200mg/m^3	規定なし
ノナン	規定なし	200ppm	TWA　200ppm	規定なし
キシレン	50ppm	50ppm 皮	100ppm	150ppm

設備対策：　・　ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。
・　取扱い場所の近辺に洗眼及び身体洗浄の為の設備を設ける。

保護具：　呼吸用保護具：　必要に応じて防毒マスクを着用する。
眼の保護具：　必要に応じて普通型眼鏡着用する。
保護手袋：　化学物質に対して耐透過性、耐浸透性の物を着用する。
保護衣：　化学物質に対して耐透過性、耐浸透性の長袖作業服等を着用する。

９．物理的及び化学的性質

外　観　：　淡黄色液体　　臭　い　：　鉱物油臭
揮発性　：　若干あり　　引火点　：　５４℃（セタ式）
爆発限界　：　上限％：有用な情報なし　　下限％：有用な情報なし
溶解度　水：　難溶　　密度（15℃）：　０．８４６
流動点　：　－１５℃以下　　動粘度（40℃）：　8.5mm2/s

１０．安定性及び反応性

可燃性：　有り
発火性(自然発火性、水との反応性)：　なし
酸化性：　なし
自己反応性・爆発性：　なし
安定性：　安定
反応性：　強酸化剤との接触を避ける

１１．有害性情報（人についての症例、疫学的情報を含む）

組成物質の有害性

鉱油

急性毒性:　経口）ラット LD50＞5000 mg/kg（IUCLID（2000））に基づき区分外とした。経皮）ラット LD50＞5000 mg/kg（IUCLID（2000））に基づき区分外とした。吸入（ミスト）ラット LC50＝2.18 mg/L（IUCLID（2000））に基づき区分４とした。

皮膚腐食性／刺激性:ウサギを用いた試験において軽度の刺激性を認めている複数の報告(IUCLID(2000))に基づき区分３とした。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性：ウサギを用いた試験により、軽度の刺激性と記述されている報告（IUCLID（2000））があることから区分 2B とした。

生殖細胞変異原性：ラットを用いた細胞遺伝学的試験[染色体異常試験]（体細胞 in vivo 変異原性試験）における異常細胞の増加（IUCLID(2000)）に加え、職業暴露を受けたヒトの末梢血リンパ球で染色体異常の頻度増加が観察された（IARC suppl.7（1987））こと、および生殖細胞 in vivo 遺伝毒性試験の情報がないことに基づき区分２とした。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）：ラットに吸入暴露した試験により、肺に肉眼的、病理組織学的な急性変化（詳細不明）が用量依存的（1.51～5.05 mg/L）に見られたとの記述（IUCLID（2000））に基づき区分２（肺）とした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）：長年にわたり鉱油、あるいはそのミストの暴露を受けたヒトで肺線維症、脂肪肺炎、肺の脂肪肉芽腫が報告され（ACGIH（2001）、IARC 33（1984）、EHC 20（1982））、また、疫学調査において切削油への職業暴露により重度の毛嚢炎の発生が報告されている（IARC 33（1984））ことに基づき区分１（肺、皮膚）とした。

誤えん有害性：ヒトで鉱油の摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎または化学性肺炎をもたらすとの報告（EHC 20（1982）、IARC 33（1984）、ICSC（2001）、ACGIH（2001））に基づき区分１とした。

１２．環境影響情報

水生環境有害性（急性）　：　データがなく分類できない。
水生環境有害性（長期間）　：データがなく分類できない。

１３．廃棄上の注意

製品、容器等の廃棄は許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

１４．輸送上の注意

陸上輸送：消防法等の危険物輸送について定めるところに従う。
海上輸送：船舶安全法に定めるところに従う。
航空輸送：航空法に定めるところに従う。
混載禁止：第１類及び第６類の危険物及び高圧ガス。

１５．適用法令

① 消防法：　第４類第２石油類（非水溶性）　危険等級Ⅲ
② 労働安全衛生法：　危険物　引火性の物
令第 18 条　名称等を表示し、又は通知すべき危険物及び有害物
168 鉱油、380 灯油、136 キシレン（則第 594 条の２　皮膚等障害化学物質等（令和６年４月１日施行）に関しては含有量の関係で非該当）
則第 594 条の２　皮膚等障害化学物質等（令和６年４月１日施行）：灯油（皮膚吸収性有害物質）、キシレン（皮膚吸収性有害物質）
③ 水質汚濁防止法：　油分排出規制（５ｍｇ／Ｌ許容濃度）
④ 海洋汚染防止法：　油分排出規制（原則禁止）
⑤ 下水道法：　鉱油類排出規制（５ｍｇ／Ｌ）
⑥ 危険物船舶運送及び貯蔵規則：引火性液体、高引火点引火性液体
⑦ 航空法

※　都道府県又は市町村条例により規制が異なる場合があるので、詳細は当該自治体にご確認ください。

１６．その他の情報

１６．１　引用文献

① 石油製品安全データシート作成の手引き　石油連盟（平成１２年７月）
② オートケミカル製品のための製品安全データシート作成指針改訂版（日本オートケミカル工業会）
③ 原料の製品安全データシート
④ 緊急時応急措置指針　［改訂第３版］　容器イエローカード（ラベル方式）への適用　日本規格協会
⑤ ＧＨＳ分類結果データベース　独立行政法人製品評価技術基盤機構
⑥ JIS　Z7253「GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法－ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（SDS）」

１６．２　ＪＩＳの有無

なし

１６．３　記載内容の問い合わせ先

連絡先：　株式会社ユーエスシー
電話番号：　０４２－３５１－００１１
ＦＡＸ番号：　０４２－３５１－００１０

※注意

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報モデルの一つとして、取り扱う事業者に提供されるものです。
取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱いなどの実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。

[会社情報]

販売者：(株)西京スズキ
所在地：宇部市東須恵2573-1
TEL:0836-41-6485